

## 8. 税制改正の概要と市税収入及び税連動交付金等への影響

(単位 千円)

概要	改正年度	影響額(調定額ベース)														
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)												
<p><b>個人市民税</b></p> <p><b>基礎控除及び給与所得控除の見直し</b> 令和3年度(2021年度)から</p> <p>(1)基礎控除 ・現行、33万円となっている控除額が10万円引き上げられるとともに、合計所得金額2,400万円を超える人の控除額が遡減される。</p> <p>(2)給与所得控除 ・控除額が一律10万円引き下げられる。 ・現行、年収1,000万円を超える人に適用される控除額の上限220万円が年収850万円を超える人に適用されるとともに、控除額の上限が195万円に引き下げられる。 ・子育て、介護世帯には負担増にならない措置がとられる。</p> <p>(3)公的年金等控除 ・控除額が一律10万円引き下げられる。 ・公的年金収入で1,000万円を超える人の控除額の上限が195.5万円となる。 ・年金以外の所得について、合計所得金額1,000万円超2,000万円以下の人の控除額が10万円、2,000万円を超える人の控除額が20万円それぞれ引き下げられる。</p> <p><b>未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し</b> 令和3年度(2021年度)から</p> <p>(1)未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除が適用される(控除額30万円)。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様となる。</p> <p>(2)未婚のひとり親の人的非課税措置の見直し 未婚のひとり親(前年の合計所得金額135万円を超える場合は除く。)が個人住民税の非課税措置の対象に加えられる。</p> <p>(3)寡婦(夫)控除の見直し 寡婦に寡夫と同じ所得制限が設定されるほか、子ありの寡夫の控除額(現行26万円)が、子ありの寡婦の控除額(30万円)と同額となる。 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の対象外となる。</p>	<p>平成30年度 (2018)</p> <p>令和2年度 (2020)</p> <p>令和2年度 (2020)</p> <p>令和2年度 (2020)</p>	<p>129,443</p> <p>1,167</p> <p>1,188</p> <p>5,944</p>	<p>130,866</p> <p>1,179</p> <p>1,201</p> <p>6,009</p>	<p>132,305</p> <p>1,192</p> <p>1,214</p> <p>6,075</p>												
<p><b>法人市民税</b></p> <p><b>税率の改正</b> 地域間の税源の偏在を是正するため、法人税割の税率の改正 令和元年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度から税率が引き下げられる。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>改正前</td> <td>改正後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税率(地方税法上は制限税率)</td> <td>12.1</td> <td>8.4</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>課税の特例(地方税法上は標準税率)</td> <td>9.7</td> <td>6.0</td> <td>%</td> </tr> </table>		改正前	改正後		税率(地方税法上は制限税率)	12.1	8.4	%	課税の特例(地方税法上は標準税率)	9.7	6.0	%	<p>平成28年度 (2016)</p>	<p>832,309</p>	<p>857,278</p>	<p>882,996</p>
	改正前	改正後														
税率(地方税法上は制限税率)	12.1	8.4	%													
課税の特例(地方税法上は標準税率)	9.7	6.0	%													
<p><b>軽自動車税</b></p> <p><b>種別割のグリーン化特例の見直し</b> 平成30年(2018年)4月1日からグリーン化特例により燃費基準達成度に応じた軽減措置(令和元年度(2019年度)まで2年延長)がとられる。 軽減期間内に新規取得される四輪車等に対する翌年度のみの措置 (例)軽四輪自家用乗用車 10,800 5,400円(50%軽減) 軽四輪自家用貨物車 5,000 2,500円(50%軽減) 平成31年度税制改正において令和3年度(2021年度)まで2年延長される。なお、電気自動車等に限り令和5年度(2023年度)まで軽減措置が継続される(本市は影響なし)。 令和3年度税制改正において対象区分の重点化及び基準の切り替えが行われる。</p> <p><b>環境性能割の臨時的軽減の延長</b> 軽自動車を取得したときに課税される環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減について、適用期限が9カ月延長され、令和3年(2021年)12月31日までに取得したものが対象となる。 減収分は全額国費(地方特例交付金)で補填される。</p>	<p>平成29年度 (2017)</p> <p>令和3年度 (2021)</p>	<p>8,524</p> <p>29,705</p>	<p>0</p> <p>-</p>	<p>0</p> <p>-</p>												
<p><b>固定資産税・都市計画税</b></p> <p><b>中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置</b> 厳しい経営環境(以下の要件)にある中小事業者等に対して、令和3年度(2021年度)課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。</p> <p>【対象要件】 令和2年(2020年)2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、</p> <table border="1"> <tr> <td>30%以上50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>ゼロ</td> </tr> </table> <p>( )減収分は全額国費(新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金)で補填される。</p> <p><b>固定資産税等(土地)の負担調整措置</b> 令和3年度(2021年度)限りの措置として宅地等(商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。)及び農地(負担水準が100%未満の土地に限る。)については、令和3年度(2021年度)の課税標準額を令和2年度(2020年度)の課税標準額と同額とする。</p>	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ	<p>令和2年度 (2020)</p> <p>令和3年度 (2021)</p>	<p>1,232,165</p> <p>126,572</p>	<p>-</p> <p>-</p>	<p>-</p> <p>-</p>								
30%以上50%未満減少している者	2分の1															
50%以上減少している者	ゼロ															

概 要		改正年度	影響額(調定額ベース)								
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)						
市 た ば こ 税	<b>税率の改正</b> 紙巻たばこについて、平成30年(2018年)10月1日から令和3年(2021年)10月1日にかけて3段階で税率が改定される。  <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年(2020年)10月1日</td> <td style="text-align: center;">令和3年(2021年)10月1日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税率(1,000本につき)</td> <td style="text-align: center;">6,122円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,122円</td> <td style="text-align: center;">6,552円</td> </tr> </table> また、加熱式たばこについて、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成30年(2018年)10月1日から5年間かけて段階的に移行される。	令和2年(2020年)10月1日	令和3年(2021年)10月1日	税率(1,000本につき)	6,122円	6,122円	6,552円	平成30年度 (2018)	547,107	640,003	618,801
	令和2年(2020年)10月1日	令和3年(2021年)10月1日									
税率(1,000本につき)	6,122円										
6,122円	6,552円										
森 林 環 境 譲 与 税	<b>譲与税の見直し</b> 譲与税は令和元年度(2019年度)に創設。森林環境税は令和6年度(2024年度)から導入される。森林環境税(国税)の創設に伴い、森林資源の適切な管理のため、市の森林面積に応じて交付される。個人住民税(均等割)に上乗せする形で、1人当たり年1,000円が賦課・徴収される。 また、令和6年度(2024年度)までに譲与する森林環境譲与税に地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用できることとし、予算措置を前提に、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの各年度の譲与額を見直す等の所要の措置がとられる。	令和元年度 (2019)	59,519	77,025	77,025						
法 人 事 業 税	<b>交付金の新設</b> 令和元年(2019年)10月1日から 法人事業税の100分の5.4相当額が本市の従業者数に基づき按分交付される。  平成31年度税制改正では特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付率が100分の7.7に引き上げられる。 経過措置として令和3年度(2021年度)は1/3が従業者数、2/3が法人税割額により按分交付される。	平成28年度 (2016)	1,005,474	1,475,776	1,946,079						